

## 2013 年以降の地球温暖化対策・施策について

### 1. 今後の予定

○以下、「エネルギー・環境に関する選択肢」(平成24年6月29日エネルギー・環境会議)より、抜粋。

#### 平成24年7月～8月上旬

・国民的議論

#### 8月

・革新的エネルギー・環境戦略を決定し、エネルギーミックスの大枠と2020年、2030年の温室効果ガスの国内排出量等を示す。

#### 年内

・革新的エネルギー・環境戦略決定を受け、年内に、原子力政策大綱、地球温暖化対策、グリーン政策大綱をまとめる。

○このほかの地球温暖化対策に関連する今後の予定は以下のとおり。

・プレ COP (10月21日～23日)

・COP18 (11月26日～12月7日)

## 2. 2020 年温室効果ガス削減目標について

### 【国際的合意の内容とその対応等】

○COP16 で採択されたカンクン合意において位置づけられた 2020 年の温室効果ガス削減目標については、COP17 における合意の結果、当該目標における「国内での温室効果ガス排出削減」、「温室効果ガス吸収源」、「海外における排出削減」のそれぞれの内訳を明確にしつつ測定・報告・検証(MRV)していくこととされている。

○カンクン合意に基づく各国の目標は、国際的には「プレッジアンドレビュー方式」となり、専門家による技術的レビューや条約国補助機関における多国間評価を受け、説明責任を果たしていくことが必要となる。

○また、我が国は、第4次環境基本計画(平成 24 年 4 月 27 日閣議決定)において、「産業革命以前と比べ世界平均気温の上昇を $2^{\circ}\text{C}$ 以内にとどめるために温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要があることを認識し、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有する」とともに、「長期的な目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」こととしている。

○このため、2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する際に、国内外に明示する 2020 年目標については、「国内での温室効果ガス排出削減」、「温室効果ガス吸収源」、「海外における排出削減」のそれぞれを内訳として示し、誠実に履行することが適当と考えられる。

## 【内訳毎の現時点での検討状況】

- 「国内での温室効果ガス排出削減」については、現在、「エネルギー・環境に関する選択肢」(平成 24 年 6 月 29 日エネルギー・環境会議決定)が提示されており、国民的議論を経て8月に決定される革新的エネルギー・環境戦略において 2020 年の温室効果ガスの国内排出量が示される。
- 「温室効果ガス吸収源」については、「2013 年以降の対策・施策に関する報告書(平成 24 年 6 月)(地球温暖化対策の選択肢の原案について)」において、「算入上限値 3.5%分を最大限確保することを目指すべきである。」とされている。
- 「海外における排出削減」については、先進国において各国がどのような貢献を行うかを明らかにすることが求められており、我が国においても自国の能力と責任の観点から、可能な限り最大限の貢献が求められている。「2013 年以降の対策・施策に関する報告書」においても、「京都議定書第一約束期間における海外における排出削減分(基準年総排出量比 1.6%)を後退させることなく強化を図り、費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である。」とされている。

国内削減量	吸収量	海外における排出削減
・「ゼロシナリオ」 $\Delta 0\%$ (20年原発0%) $\Delta 7\%$ (20年原発14%) ・「15シナリオ」 : $\Delta 9\%$ ・「20～25シナリオ」: $\Delta 10\sim 11\%$	算入上限値 3.5%分を最大限確保	京都議定書第一約束期間における海外における排出削減分(基準年総排出量比 1.6%)を後退させることなく強化を図る